

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 中期目標

1 基本的考え方

兵庫県は「日本の縮図」といわれるように、近代化の中で発展した大都市と豊かな多自然地域が混在する地である。平成7年1月にこの地を襲った大地震は、近代文明のもつ脆弱性を露呈させた。そして、生存の危機の中で、人々は他者を思いやる人の心に触れ、人間の尊厳と助け合うコミュニティの大切さをあらためて実感した。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）は、こうした阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、新しい21世紀文明の創造を視座に置きつつ、近代文明のもつ二つの基本課題を中心に研究を行うことを目的に、これまで創造的復興や新たな地域づくりに先導的な役割を果たしてきたシンクタンクである「(財)阪神・淡路大震災記念協会」と「(財)21世紀ヒューマンケア研究機構」を統合して設立された。

その基本課題の一つは、科学技術文明が生んだ近代の都市システムのもつ脆弱性を克服し、一方で都市化によってもたらされた過疎・多自然地域の維持・保全をめざす「安全安心なまちづくり」を進めることである。

もう一つは、近代文明の基本的な考え方である個中心主義のもつ欠陥の是正をめざし、人間同士が支え合い、平和で豊かな「共生社会の実現」に取り組むことである。

これらを基本に、様々な地域課題や政策課題について幅広い視点から「選択と集中」を行いながら、高度な政策提言を行うこととしている。

また、被災地兵庫の責務として、災害被害の軽減への貢献など、震災の経験と教訓の発信機能の向上を図るとともに、機構内部はもとより、HAT神戸に集積した様々な機関等との連携を密にし、研究や各種事業の成果の発信、知的交流、人材育成などを推進する。

2 第2期中期目標

二つの法人を統合した成果を生かして、機構のミッションを着実に達成するため、平成18年10月、第1期中期目標を策定した。

平成20年4月には、外部評価委員の意見や兵庫県の新行財政構造改革推進方策にもとづいて見直しを行い、研究の重点化や事業実施の所管換えを図ってきた。

そうしたこれまでの推進状況や問題点・課題、業績評価や兵庫県の公社等経営評価委員会の指摘などを十分に踏まえながら、第2期中期目標を定め、機構の設立目的の実現をめざす。

3 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成22年4月から平成26年3月までの4年とする。

4 組織と主な業務

当機構の組織は、「管理部」、「研究調査本部」、「学術交流センター」、「人と防災未来セ

ンター」及び「こころのケアセンター」により構成されている。

「管理部」においては、平成20年4月の組織の見直しで集約した各部・各センターの総務・財務事務を適正かつ効率的に行う役割を担っている。

「研究調査本部」は、行政との連携をとりつつ、兵庫の地が主体的に取り組むことができるテーマについて政策提言に向けた研究を行う役割を担っている。

「学术交流センター」は、平成20年度に「学术交流本部」を改組して、21世紀文明や研究成果について広く県民や研究者等に情報発信し、シンクタンクとしてのネットワーク基盤の整備を進める役割を担っている。

「人と防災未来センター」は、県が国の支援を得て平成14年4月に設置され、実践的な防災研究や人材育成を行う機能を有している。

「こころのケアセンター」は、平成16年4月に設置され、「こころのケア」に関する研究や研修・相談・診療、いのちの尊厳と生きる喜びを高める「ヒューマンケア」の理念に基づく人材育成などを行う機能を有している。

なお、「人と防災未来センター」と「こころのケアセンター」は、兵庫県から、3年を基本に毎年更新で指定管理を受けている。

5 総合的、実践的な研究調査

(研究の基本方針)

これまでのシンクタンクは、その研究調査がともすれば行政分野の縦割りであったり、委託研究中心、単年度予算主義、短期的視点の研究に傾きがちであった。機構は、その弊害を排し、総合性を発揮した研究、自主性を重視した研究、中長期的視点に立った骨太のプロジェクト研究など、機構のもつ多彩なネットワークを最大限に活かしつつ、具体的な社会変革の力となる政策立案に資する研究を進めていく。

(1) 研究調査本部が進める研究調査

阪神・淡路大震災から丸15年が経過したことを踏まえ、あの大震災から得た教訓を生かした「安全安心なまちづくり」及び「共生社会の実現」を基本課題としつつ、重点研究領域を明確化し、緊急課題への迅速な対応を基本に分野横断的・実践的な政策研究、社会の動向に即応した研究に取り組むこととする。

(2) 人と防災未来センターが進める研究調査等（受託事業）

① 実践的な防災研究

- ア 重点研究領域を明示し、実践的な防災研究を組織的・継続的に推進する。
- イ 研究内容・成果について、広く情報発信・周知普及し、研究成果の適用に努める。
- ウ 防災行政担当職員が備えるべき知識・能力を体系化し、社会に広く発信する。
- エ 外部資金の獲得、査読論文等の発表を行い、研究の学術性をアピールする。

② 若手防災専門家の育成

- ア 研究員は、防災専門家として求められる資質を開発・強化する。
- イ 研究員がセンター任期終了後、社会の重要な役割を担う状態を実現する。

(3) こころのケアセンターが進める研究調査等（受託事業）

① 研究調査

「こころのケア」に関する、次の研究調査を行う。

また、臨床機能（診療、カウンセリング）の活用を図り、研究成果の検証及び事例の収集等を行う。

ア 同時に一つの外傷的な出来事に遭遇した集団を対象とする研究

イ 単発の外傷的な出来事に遭遇した個人を対象とする研究

ウ 反復性のある外傷的な出来事に遭遇した個人を対象とする研究

エ こころの健康に関する研究

② 情報の収集発信・普及啓発

「こころのケア」に関する資料の収集、情報の提供及び普及啓発を行うため、次の業務を実施する。

ア 各種文献、資料等の収集

イ シンポジウムの開催

ウ ホームページの開設

エ パネル展示

オ 啓発パンフレットの発行

(4) 研究助成の実施等

機構の「研究の基本方針」に沿った研究の充実・発展を図るため、兵庫県が政策的に誘致を進めてきたHAT神戸に集積する研究機関等が共同して行う研究に対して助成を行うほか、委託研究や県内外の研究機関等との共同研究にも取り組む。

6 政策提言・研究成果の普及

(1) 政策提言

シンポジウム、セミナー、プレス発表、関係行政機関等との意見交換会などを積極的に実施し、研究成果を活かした政策提言を行う。

(2) 21世紀文明の情報発信

21世紀の安全安心な共生社会を目指し、県内外の研究者等との知的ネットワークの蓄積を活かし、シンポジウム、フォーラム、セミナー等の開催により情報発信し、議論・対話を通じて21世紀文明が直面する課題について学び、理解を深める。

(3) 研究成果等の情報発信

情報誌の発行、ITの活用など多様な媒体により、機構の活動や研究成果を情報提供する。

7 人材育成

(1) 人と防災未来センターにおける災害対策専門職員の育成（受託事業）

① 受講者に災害に関する総合的な知識を習得させ、判断力等を向上させる。

- ② 全国の地方自治体の幹部及び災害対策に当たる職員の中核的研修であるとの位置づけを占める。
- ③ 自治体組織の災害対応能力の向上に貢献し、災害被害軽減に役立つとの評価を確立する。

(2) こころのケアに携わる人材養成・研修（受託事業）

「こころのケア」に関する知識及び技術の向上に資するため、「こころのケア」に携わる保健・医療・福祉などの関係者を対象に、専門研修と基礎研修を実施する。

(3) こころのケアセンターにおけるヒューマンケアに関する人材の養成

阪神・淡路大震災の経験と教訓により培われた、いのちの尊厳と生きる喜びを高めるといふ「ヒューマンケア」の理念に基づき、新しい専門的人材の養成をめざすとともに、多様なニーズに対応したヒューマンケアに関する知識・技能を学ぶ機会を広く県民に提供し、県民が共に生き、支え合うことのできるすこやかな社会づくりに資する事業を実施する。

8 学術交流の推進

創造的復興への取り組みとして知的集積を生かした人類社会への貢献を行う「コレージュ・ド・ひょうご構想」の一環として、機構や県内大学・研究機関等を活用した高度な学習機会の提供やアジア・太平洋地域と兵庫県の大学間交流の支援等からなる学術交流を推進する。

9 情報・資料の収集・整理・保存・展示

(1) 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

災害対応のプロセスを明確化し、その教訓の継続的な発信方策を構築するため、震災当初から復旧・復興過程に携わった人々の記録をオーラルヒストリーとしてまとめ、その対応分析を行うとともに、教訓の情報化・発信を行う。

また、阪神・淡路大震災15周年事業の一環として、さまざまな災害に対する政治、行政、企業、地域団体の復旧・復興の「指針」「手引き」等となる「災害対策全書」を編集・発行する。

(2) 研究成果の整理・保存・提供

広く内外の研究者、研究機関、行政関係者等が機構の研究成果資料を効果的、効率的に利用できるよう、人と防災未来センター、こころのケアセンターとも連携しながら、その整理、保存、提供のシステム化を進める。

(3) 震災関連資料展示（受託事業）

震災学習や防災・心の教育のための中心施設としての評価を確立する。

- ① メッセージ性の強い展示内容とする。
- ② 交流重視の運営を行い、参加型・体験型展示とする。

- ③ 地域活動団体等が企画や運営へ参画する。
- ④ 社会的弱者に優しい施設となる。
- ⑤ 年間 50 万人の来館者の確保に努める。

(4) 阪神・淡路大震災関連資料収集・保存（受託事業）

- ① 大震災資料をできる限り網羅的に収集・保存し、大震災以外の関連資料も収集・保存する。
- ② 資料を利用者が活用しやすい形で整理する。
- ③ 地域社会と関わりを保ちながら資料を整理する。
- ④ 現代資料の扱いにおける先駆的な機関を目指す。

10 交流ネットワークの推進

(1) 国内外の知的交流の促進と知的交流基盤の整備

機構は、21世紀文明の創造に向けた未来志向のシンクタンクとして、県内外のシンクタンクや大学等との多彩な知的交流ネットワークの形成を促進し、県内の知的交流基盤の整備を図る。

(2) 災害対応の現地支援（受託事業）

大規模災害時に、被災地災害対策本部の支援及び、復旧・復興段階までの被災地への支援を継続的に行う。

- ① 災害対応の実践的な知見の蓄積と体系化を図る。
- ② 派遣要員を養成する。また、防災専門家のネットワークを構築し、派遣体制を整備する。
- ③ 自治体幹部・防災担当部局とのネットワークを構築し、災害対策本部との信頼関係を醸成する。

(3) 防災に関する交流ネットワーク（受託事業）

- ① 自治体の防災担当者の交流の中核拠点となる。
- ② 重層的ネットワークを構築し、相互の交流の拠点となる。
- ③ 国際的な防災・人道支援機関との交流、世界の自然災害博物館等の連携の拠点となる。
- ④ 震災の経験と教訓を忘れず、災害による被害を軽減する社会の実現につなげていくため、普及啓発事業を実施する。

(4) こころのケアに関する連携・交流（受託事業）

「こころのケア」に関する他の研究機関、大学等との相互協力を行うため、次の業務を実施する。

- ① 研究推進協議会の開催
- ② 研修連絡調整会議の開催
- ③ 災害発生時等の支援チームの派遣

④ 各種ネットワーク（既存協議会等）への参画

11 こころのケアに関する相談・診療（受託事業）

(1) 相談

災害、事件、事故、虐待などによる被害者及び遺族等のトラウマ・PTSD、その他様々なストレスの早期回復・予防を図るため、「こころのケア」の専門的な相談に応ずる。

(2) 診療

実践的研究のフィールドとしての機能をもつとともに、「こころのケア」に関する精神疾患を主とした医療を行う。

12 機構の業務運営の効率化・質の向上に関する事項

機構は、震災の経験と教訓を継承・発信する事業を自主的・安定的に実施するため、設立にあたり運営基金として兵庫県から50億円の補助を受けるとともに、自らも20億円を運用財産化している。これらの自主財源のうち64億円については、県の要請にもとづき、当分の間県に拠出し、大きなロットでの専門的・一元的な運用による効果的な資金運用を図るとともに、業務運営の効率化、業務の質の向上を図っていく。

また、機構の使命の達成に向け、業務運営の質的向上、効率性、有効性を確保する観点から、現中期目標期間においても、引き続き業務・組織・人員の見直しを含めた必要な取り組みを行い適正かつ弾力的な運営に努めるとともに、公益財団法人の責務として公益性、透明性をより一層高める。